

第 5 8 号 議 案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 6 . 4 5」を「1 0 0 分の 6 . 8 6」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 5」に改め、同条第 2 号中「3 万 3 , 9 0 0 円」を「3 万 5 , 4 0 0 円」に、「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

第 1 5 条の 8 中「5 2 万円」を「5 4 万円」に改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 号中「1 0 0 分の 1 . 9 8」を「1 0 0 分の 2 . 0 2」に、「1 0 0 分の 5 4」を「1 0 0 分の 5 5」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 4 6」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

第 1 5 条の 1 6 中「1 7 万円」を「1 9 万円」に改める。

第 1 6 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 1 . 6 4」を「1 0 0 分の 1 . 5 3」に改める。

第 1 9 条の 2 各号列記以外の部分中「5 2 万円」を「5 4 万円」に、「1 7 万円」を「1 9 万円」に改め、同条第 1 号ア中「2 万 3 , 7 3 0 円」を「2 万 4 , 7 8 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 6 万円」を「2 6 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同号ア中「1 万 6 , 9 5 0 円」を「1 万 7 , 7 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「4 7 万円」を「4 8 万円」に、同号ア中「6 , 7 8 0 円」を「7 , 0 8 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、規定を整備するとともに、保険料率等を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。